

お知らせ



お家からでも申請可能！
引越し手続きは
マイナポータルで

閩住民課 住民年金係 ☎05・3301

例年、3月から4月にかけて、引越しに伴う届け出の増加により、窓口待ち時間が増えることが予想されます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届・転入予約をPCやスマホから提出できますので、ぜひ活用ください。
(国外への引越しは対象外です。)

マイナポータルから手続きする 3つのメリット

- ① 原則、転出する際の窓口手続き不要
- ② 祝日や夜間でも手続きができる
- ③ 引越し先の市区町村への来庁通知、転入時に必要な手続き等が事前に確認できる



◀詳細はこちら

お知らせ



児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別児童扶養手当の
支給額が変わります

閩住民課 住民年金係 ☎05・3301

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が4月分から変更されます。前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。改正額については、左下表をご覧ください。

児童扶養手当

対 象		3月まで	4月以降
本体額	全額支給	46,690円	48,050円
	一部支給	11,010円～ 46,680円	11,340円～ 48,040円
加算額 第2子	全額支給	11,030円	11,350円
	一部支給	5,520円～ 11,020円	5,680円～ 11,340円

特別児童扶養手当

対 象	3月まで	4月以降
1 級	56,800円	58,450円
2 級	37,830円	38,930円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です

お知らせ



大学生年代の児童を養育している方へ
児童手当の第三子加算を
受給している方への確認書

閩住民課 住民年金係 ☎05・3301

大学生(年代)までの児童を養育し、かつ、児童手当の第三子加算を受給している方へ、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を送付します。卒業後も監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、生活費の相当部分の負担をしている事実があれば、提出ください。

【期限】卒業後から15日以内

※令和8年度は、平成16年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれまでの児童が大学生年代になります。

お知らせ



有害鳥獣による被害防止
有害鳥獣の捕獲を実施
入山時にはご注意ください

閩産業振興課 農林振興係 ☎05・1106

有害鳥獣とされるイノシシ・シカ・アナグマ、アライグマによる農作物の被害を防止するため、町内山間部などにおいて、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】令和8年4月1日～令和9年3月31日